

2024年3月吉日
はりま電力株式会社

「はりま電力 電気受給約款（太陽光発電 卒FIT）」の
一部改定について

平素より、はりま電力をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたび弊社では、2024年4月1日より電気受給約款（太陽光発電 卒FIT）を改定いたします。改定内容につきまして、下記の通りお知らせいたします。

記

【実施日】

2024年4月1日

【改定内容】

3. 定義(14)、(15)を追記いたしました。
- 「VII 系統連系受電契約の成立について」を追記いたしました。

以上

【追記箇所】

3.定 義

(14) 系統連系受電契約

一般送配電事業者が維持及び運用している系統設備に発電者の発電設備等が連系し、その状態を維持すること（系統連系受電サービス）に係る契約をいいます。

(15) 系統連系受電サービス料金（発電側課金）

電力系統を効率的に利用するとともに、再生可能エネルギー導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実に行うため、一般送配電事業者が送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、系統利用者である発電者等がその一部を負担する制度をいいます。

VII 系統連系受電契約の成立について

28. 系統連系受電契約

(1) 当社は一般送配電事業者を代理して、発電者との間で系統連系受電契約を締結いたします。

(2) 変更に関する事項

イ. 発電者が新たに系統連系受電契約を希望される場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、発電者が契約の締結または変更について、当社に対して申し出ていただきます。

ロ. 当社は、発電者が系統連系受電契約の変更を当社に申し出た場合に、発電量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出いたします。

(3) 解約に関する事項

イ. 一般送配電事業者が発電者との系統連系受電契約を解約される場合、当該発電者の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更いたします

ロ. 発電者が系統連系受電契約の消滅後に接続された電気を一般送配電事業者が無償で受電することについて承諾すること。

29. 系統連系受電サービス料金の代理回収業務

(1) 発電者の料金については、発電者から当社に支払いを行なっていただきます。支払われた料金については、当社から一般送配電事業者に支払いを行ないます。ただし、次の場合には、一般送配電事業者が指定した金融機関を通じて払い込み等により発電者から一般送配電事業者へ支払っていただきます。

イ. 発電者が料金を支払期日までに当社に支払われない場合

ロ. 発電者の料金が当社と発電者との間の電力受給に関する契約に係る料金を上回る場合で、当社と発電者および当社と一般送配電事業者のそれぞれにおいて合意がなされたとき

ハ. その他一般送配電事業者が必要と認めた場合

- (2) 当社は、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金を発電者から受領し、発電者に代わり一般送配電事業者に支払うものいたします。
- (3) 当社は、系統連系受電契約において、系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金を発電者から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める期日までの間、発電者に代わり一般送配電事業者に引き渡す業務を受託いたします。

また、当該業務は、発電者が直接一般送配電事業者を支払う事項に該当した場合を除き、発電者から無償で受託いたします。